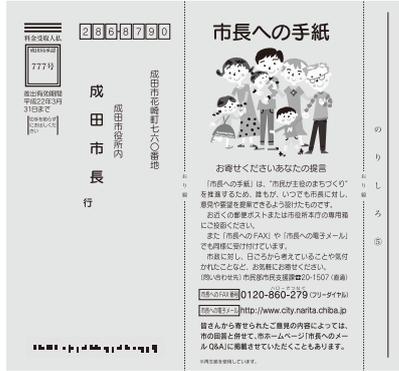


市長への手紙・FAX・Eメール

あなたの「声」を
お聴かせください



「市長への手紙・FAX・Eメール」は、市民の皆さんが日ごろ感じている市政に対する提言・要望・意見など「生の声」を幅広くお聴きし、今後の市政に反映させていくための制度です。

寄せられた意見は、担当課で協議した上で市長に報告されます。また、回答を希望する人には、市長名で書面または電子メールで回答します。皆さんから寄せられた意見の内容によっては、市の回答

と併せて市ホームページ「市長へのメールQ&A」に掲載させていただきます。場合もあります(無記名)。

市長への手紙

市役所など市の公共施設に所定の用紙(受取人払い)を置いていただきます(今号にも折り込み)。任意のがき・封書を利用する場合は「市長への手紙」と明記してください。

市長へのFAX

市内からであれば無料です(コピーニエンスストアからは有料となる場合があります)。

☎0120・860・279

市長へのEメール

市ホームページ(<http://www.city.narita.chiba.jp>)の「市長への電子メール」から送信することができます。

ご意見をお寄せいただく際には、住所・氏名・電話番号などを忘れずに記入してください。記入がない場合は、参考意見として扱

わせていただきます。

※くわしくは市民支援課市民相談室(☎20-1507)へ。

がけ地整備に補助制度

500万円を限度に
事業費の半額を補助

がけ崩れは、斜面が突然崩れ落ちる災害で、大雨・長雨・地震により、地面が緩んだときに発生します。スピードも速く、崩れた土砂が、斜面の高さの2〜3倍も離れた所まで達することもあります。市では、危険ながけ地に擁壁を設けたり、のり面(傾斜地)を整備したりする人に対して補助をしています。

対象事業 ① 次のいずれかに該当するもの(宅地造成事業や宅地分譲事業の一つとしての整備は対象となりません)

- 高さ(垂直)が5m以上、傾斜度が30度以上のがけ地の整備
 - 崩壊して住居に著しい被害を及ぼす恐れのあるがけ地の整備
- 補助額 ① 500万円を限度に、事業費の半額
- 補助を受けるには手続きが必要

です。着工する前に土木課に相談してください。

※くわしくは同課(☎20-1550)へ。

飲料用井戸水

浄水器設置費に
補助金が

市では、飲料用として使用している井戸水から硝酸性窒素および亜硝酸性窒素などが基準値(左表)を超えて検出された場合、これらを除くするための浄水器を設置する世帯に対し、補助金を交付しています。

対象物質	基準値
硝酸性窒素および亜硝酸性窒素	10mg/l 以下
ヒ素	0.01mg/l 以下
トリクロロエチレン	0.03mg/l 以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/l 以下

補助金額は15万円を限度に、浄水器の購入・設置費の2分の1です。補助金の交付を受けるには、浄水器の購入・設置前に、申請書の提出などの手続きと、その審査が必要になります。現在、対象物質を除去できる浄水器は、逆浸透質を含む)を行う場合は、条例に定める手続きが必要になります。安全基準に適合しない土砂は、面積を問わず埋め立てなどに利用できませんので注意してください。

残土条例

土砂による
土地の埋立てに適用

市では、土砂の搬入による埋立て、盛り土、堆積行為や搬入土砂の土質について必要な規制を行っています。自然環境や生活環境の保全と災害発生の未然防止、住民の健康で安全かつ快適な生活の確保の目的から「成田市土地の埋立て等及び土砂等の規制に関する条例」を定めています。

この条例により、市内で500㎡以上の埋め立てなど(一時堆積を含む)を行う場合は、条例に定める手続きが必要になります。安全基準に適合しない土砂は、面積を問わず埋め立てなどに利用できませんので注意してください。

※くわしくは環境対策課(☎20-1532)へ。

忘れずに提出を

現況届の提出は農業者年金を受給するために必要な毎年の手続きです。

農業者年金現況届は毎年、5月末日ごろに、年金受給者へ直接農業者年金基金から送付されますので、6月末日までに市農業委員会へ提出してください。

提出を忘れた場合は、11月の支払いから、年金が差し止められますので注意してください。また、経営移譲年金を受給している人は、受給者本人が農業を再開していないことなどを確認し、必要事項を書いて署名の上、市農業委員会へ提出してください。

(市役所4階、下総・大栄支所)

※くわしくは市農業委員会(☎20-1573)へ。

今日から水道週間

限りある水をもっと大切に

わたしたちが毎日使っている水道水は、地下水と河川水が水源です。

水を使うときは節水を心掛け、限りある資源を大切にしましょう。漏水にご注意を

使用水量が極端に多いと思ったら、漏水の疑いがあります。家中の蛇口を全部閉めても、水道メーターの星型パイロットメーターやリットル針が動いているなら、早急に市指定給水装置工事業者に連絡して修繕してください。

水道メーターの交換

水道メーターは、計量法により使用期間が8年と定められています。このため、使用期間が満了となる水道メーターについて、順次交換を行っています。該当する家庭や事業所などに、市からの委託を受けた業者が交換作業(無料)に伺いますので、ご協力ください。

公共下水道の使用

汚水管に雨水を流さないで

市の公共下水道は、汚水と雨水を分けて処理する分流方式で整備されています。汚水管に大量の雨水が流れ込むとポンプ場の排水能力をはるかに超え、道路上のマン

ホールから汚水が噴出する原因になり周辺に被害をもたらしますので、汚水管に雨水を絶対に流さないでください。

※くわしくは下水道課(☎20-1553)へ。

農業用廃プラスチック

適正処理を

農業用廃プラスチック類は産業廃棄物です。これらを野焼き・不法投棄することは法律で禁止されています。

市農業用廃プラスチック対策協議会では、農業用廃プラスチックの適正な処理を推進するために、地区ごとに回収を行っています。回収・処理を希望する人は、事前に登録が必要です。また、回収の際にはリサイクルに適した荷造りルールをきちんと守りましょう。

分別して指定ごみ収集袋で

市では、ごみを指定ごみ収集袋で分別収集しています。決められた収集日の朝8時30分までにごみ集積所に出してください。

成田地区

「燃やせるごみ」(青袋)「ビニール・プラスチック類」(白袋)「ビン・カン・ガラス」(赤袋)「金物・陶磁器類」(黄袋)に分別してください。「有害ごみ」は、乾電池・体温計・温度計・蛍光灯などで、指定袋が入っている外袋か、中身が確認できる袋を使用してください。「粗大ごみ」の収集を希望する人は、いずみ清掃工場(☎36-1689)に申し込んでください。

下総・大栄地区

「可燃ごみ」(緑袋)「ビン・カン」(黄袋)「不燃ごみ」(赤袋)「ペットボトル」(白袋)に分別してください。家具類などは、伊地山クリーンセンター(☎0478-59-2148)へ直接搬入してください。直接搬入するには、下総・大栄支所農産土木課で発行するごみ搬入券が必要です。

※くわしくはクリーン推進課(☎20-1530)へ。

市長日誌

(5月1日~15日)

- 1日 千葉県長沼水害予防組合常設委員会
- 5日 千葉県三曲協会奉納大演奏会
- 7日 成田市防犯巡回指導員委嘱状交付式
- 8日 成田市統計研究会総会
- 9日 成田市酪農組合総会
千葉県長沼水害予防組合組合会
- 10日 2008NARITA少年の翼結団式
明治大学・成田社会人大学開講式
成田ユネスコ協会総会
- 11日 成田山平和大塔まつり奉納総踊り
成田市PTA連絡協議会教育懇談会
伊能歌舞伎保存会総会
- 12日 成田新高速鉄道建設促進期成同盟総会
北千葉道路建設促進期成同盟総会
成田市男女共同参画計画推進懇話会
- 13日 農業センター臨時理事会
- 14日 成田市生涯大学院入学式
ティ・ティ・エス株主総会
- 15日 成田市遺族会総会
成田地区SOSネットワーク連絡協議会総会



生涯大学院入学式であいさつする小泉市長

農業委員会委員選挙

**投票日は
7月6日**

7月19日に任期満了となる市農業委員会委員の選挙が、7月6日（日）に行われ、22人の委員が改選されます。投票時間は、午前7時～午後8時です。

立候補の届け出

期日＝6月29日（日）
時間＝午前8時30分～午後5時
会場＝市役所6階中会議室
立候補届け出用紙の配布＝6月9日（月）から、市選挙管理委員会（市役所4階）、下総・大栄支所総務課で配布
投票できる人＝次の要件をすべて満たし、平成20年3月31日に確定した選挙人名簿に登録さ

- ① 市内に住所のある人
- ② 10アール以上の農地を耕作し、それを業務とする人
- ③ ②の同居の親族または配偶者で、農業耕作従事日数が年間おおむね60日以上の人
- ④ 10アール以上の農地を耕作し、それを業務とする農業生産法人の組合員または社員で、農

業耕作従事日数が年間おおむね60日以上の人
⑤ 選挙人名簿確定の期日（3月31日）現在で20歳以上の人
立候補できる人＝「投票できる人」の①および②～④のいずれかに該当し、選挙期日（7月6日）現在20歳以上の人
※くわしくは市選挙管理委員会（☎22-1111内線3152）へ。

強化月間中

不法滞在・就労防止にご協力を

平成19年中の来日外国人検挙人員に占める不法滞在者の割合は52%です。
警察では、来日外国人犯罪の取り締まりの強化と不法滞在・不法就労の防止に向けた活動を推進しています。不法就労の斡旋（あっせん）や、不法滞在者からの雇用の申し入れを受けた場合は知らせてください。
※くわしくは成田警察署（☎27-0110）へ。

選挙区・投票区と定数

選挙区	投票区 (投票所)	区 域	定数
第1選挙区	第1投票区 (成田中学校)	成田、田町、東町、本町、仲町、幸町、上町、花崎町、馬橋、新町、南平台、土屋、寺台、郷部、ウイング土屋、囲護台、囲護台1丁目～3丁目、美郷台1丁目～3丁目、山口、米野	5人
	第2投票区 (公津公民館)	台方および大袋(第4投票区の区域を除く)、下方、飯仲の一部、宗吾1丁目～4丁目	
	第3投票区 (印東体育館)	八代、船形、北須賀	
	第4投票区 (成田赤十字看護専門学校)	不動ヶ岡、台方および大袋の一部、江弁須、飯田町、並木町、飯仲(第2投票区の区域を除く)、公津の杜1丁目～6丁目、赤坂1丁目～3丁目、吾妻1丁目～3丁目、加良部1丁目～6丁目、橋賀台1丁目～3丁目、玉造1丁目～7丁目、中台1丁目～6丁目	
	第5投票区 (八生公民館)	松崎、大竹、上福田	
	第6投票区 (根本名川土地改良区事務所)	下福田、宝田、押畑	
第2選挙区	第7投票区 (中郷公民館)	野毛平、東金山、関戸、和田、下金山、新妻、芦田、東和泉、西和泉、赤荻、新泉	7人
	第8投票区 (久住第一小学校)	成毛、大生、幡谷、飯岡、荒海、磯部、水掛	
	第9投票区 (久住第二小学校)	芝、大室、土室、小泉	
	第10投票区 (豊住公民館)	北羽鳥、長沼、南羽鳥、佐野、竜台、安西、南部、北部	
	第11投票区 (遠山小学校)	小菅、大山、馬場、久米、久米野、山之作、吉倉、東和田、川栗、畑ヶ田および大清水(第12投票区の区域を除く)、駒井野、取香、御所の内	
	第12投票区 (三里塚小学校)	畑ヶ田および大清水の一部、三里塚、本三里塚、本城、南三里塚、東三里塚、新駒井野、古込、木の根、天浪、三里塚光ヶ丘、三里塚御料、西三里塚	
第3選挙区	第13投票区 (東小学校)	堀之内、長田、十余三、天神峰、東峰	3人
	第14投票区 (滑河小学校)	猿山および大菅(第15投票区の区域を除く)、滑川、西大須賀、四谷、名古屋の一部	
	第15投票区 (小御門小学校)	猿山および大菅の一部、名古屋(第14投票区の区域を除く)、高倉、成井、地蔵原新田、青山および倉水の一部、七沢	
	第16投票区 (高岡小学校)	高岡、大和田、高、小野、小浮、野馬込、平川	
第4選挙区	第17投票区 (名木小学校)	青山および倉水(第15投票区の区域を除く)、名木、冬父、中里	7人
	第18投票区 (桜田小学校)	堀籠、村田、所、桜田、南敷、馬乗里、横山の一部、浅間、東ノ台、大沼	
	第19投票区 (大須賀小学校)	伊能、奈土、柴田、横山(第18投票区の区域を除く)	
	第20投票区 (津富浦小学校)	久井崎、稲荷山、中野、津富浦、松子、臼作、吉岡の一部	
	第21投票区 (前林小学校)	一坪田、前林、官林	
	第22投票区 (川上小学校)	吉岡(第20投票区の区域を除く)、新田、水の上、川上、多良貝、大栄十余三、一鎌田	

6月の水道水の排水作業

市水道部では水質維持のため、次の通り水道水の排水作業を行います。予定地区では、一時的に減水・濁りなどが発生することもありますのでご了承ください。受水槽を使用している場合は、万々に備え適切な措置をお願いします。

作業日	予定地区	予定時間
6月 9日(月)	並木町(成瀬台・野沢台)地区	午後11時～
6月10日(火)	並木町(成瀬台・ウルシ台)地区	翌午前5時

※くわしくは市水道部工務課（☎22-0269）へ。